

第8章 罰則

（罰則）

第74条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- （1）第35条の規定に違反して指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者
- （2）第36条の規定に違反した者
- （3）第39条又は第40条の規定に違反した者
- （4）第63条の4第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかつた者

※ 改正経過：制定〔昭和23年条例第81号〕、全部改正〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和59年条例第55号〕、一部改正〔平成2年条例第9号〕、一部改正〔平成7年条例第6号〕、一部改正〔平成14年条例第31号〕、一部改正〔平成17年条例第51号〕、一部改正〔平成26年条例第41号〕、一部改正〔平成26年条例第58号〕

【趣旨】

本条は、第4章に規定する指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に違反した者のほか、第6章の2に規定する屋外における大規模な催しに関する防火管理に違反した者に対する罰則を定めたものである。

本条例をはじめとした消防法令は、火災を予防し、火災危険を排除し、火災が発生したときの被害を最小限にするために必要な備え、行動要領を具体的に示した手引き・解説書としての役割を担っている。よって、「罰則があるからルールを守る」「罰則がないからルールを守らない」という安易な発想に陥るのではなく、「自分と自分の周りの人たちの命と財産を失わないためにルールを守る」、「後悔しないためにルールを守る」という発想を持ったうえで、生活の安全及び安心を確保するための取組を行わなければならない。

【解説】

1 罰則規定について

- （1）地方自治法では、第14条第3項において「普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。」旨規定している。ただし、条例に罰則を設ける際には、その義務の内容、性質によっては、刑罰による強制になじまないものもあるし、刑罰による強制という手段によるよりも、他の手段によって義務の履行を図る方が当該条例の目指す行政目的をよりよく達成することができる場合もあり得る。したがって、刑罰という最も強力な手段を用いる必要性とその実効性については、十分に検討しなければならない。次に、刑罰規定を設けるとしても、どの程度の刑罰を設けるかを検討する必要がある。義務の履行を担保するに不十分な程度の刑罰では、刑罰を設けたことの意義が乏しいものになるし、逆に軽微な違反行為に対して重い刑罰を設けることは刑罰法規の適正さを欠くことになる。したがって、法によって保護される利益（「法益」という。以下、本条【解説】において同じ。）がどの程度侵害されることになるのか、他の法令等において同種ないし類似の違反行為に対して科している刑罰の程度と比較した結果、妥当なものと言えるか、社会一般の法感情等はどうかといったことを考慮して、罪刑の均衡を失することのないようにしなければならない。

以上のとおり、一般的に罰則規定を設ける際には、①法益侵害の程度、②他の法令等において同種ないし類似の違反行為に対して科している刑罰の程度と条例に制定しようとする罰則との

比較、③社会一般の法感情等の観点から十分かつ慎重に検討しなければならない。

- (2) 札幌市火災予防条例では、本条において①指定数量未満の危険物等の貯蔵、取扱い等について規定する第4章違反に関する罰則（第1号から第3号関係）、②屋外催しに係る防火管理について規定する第6章の2違反に関する罰則（第4号関係）の2つを規定している。

①については、法第46条において「(消防法)第9条の4の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、30万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。」旨規定することにより、各市町村による規制を意図したほか、火災予防条例(例)においても規定している。このことから、札幌市では、法第46条の規定のほか、(1)により慎重に検討した結果、「30万円以下の罰金」として定めている。

②については、火災予防条例(例)による組織法第37条の規定に基づく助言に係る通知の内容を踏まえ、①同様に検討し、「30万円以下の罰金」として定めている。

2 本条で罰則規定していないものについて

本条において罰則が規定されていないものは、第2章「市民が主体的に行動するための基本的事項」、第3章「火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等」、第3章の2「住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等」、第5章「消防用設備等の技術上の基準の付加」、第6章「防火管理及び防災管理並びに避難管理」及び第7章「雑則」である。それぞれの考え方については、以下のとおりである。

- (1) 法第9条に基づく第3章(第34条(火災に関する警報が発令中における火の使用の制限)を除く。)、法第9条の2に基づく第3章の2については、法に条例違反に係る罰則を定める根拠規定が存在しておらず、1(1)の観点から罰則を付していない。ただし、条例違反の状態が法第3条(屋外における火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令等)、第5条(防火対象物の火災予防措置命令)、第5条の2(防火対象物の使用の禁止、停止又は制限の命令)、第5条の3(消防吏員による防火対象物における火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令)等の法令に定める要件に至ることとなった場合には、これを根拠に命令を発せられる場合がある。また、当該命令をもってもなお是正されない状態が継続する場合は、消防機関から告発され、例えば、法第5条違反の場合は「2年以下の懲役又は200万円以下の罰金」(法第39条の3の2)など、法に定められた罰則に処せられる場合がある。
- (2) 第2章、第6章及び第7章については、地方自治法第14条に基づく行政事務条例としての性格を有するため、同条第5項に基づき、罰則として「2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料」を付することができるが、法の委任による第3章及び第3章の2との均衡を図るため、罰則を設けていない。ただし、第6章に関しては、第3章と同様に、条例違反の状態が法第3条、第5条、第5条の2、第5条の3等の法令に定める要件に適合する場合には、これを根拠に命令を発せられる場合がある。また、当該命令をもってもなお是正されない状態が継続する場合は、消防機関から告発され、例えば、法第5条違反の場合は「2年以下の懲役又は200万円以下の罰金」など、法に定められた罰則に処せられる場合がある。
- (3) 第3章のうち、第34条については、法第22条(気象状況の通報及び警報の発令)違反により「30万円以下の罰金又は拘留」が科されている。また、法第22条では、「前項の規定による警報が発せられたときは、……市町村条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。」となっており、その具体的な行動として第34条において示されているという法文の作りになっている。よって、本条例においては罰則を設けていない。
- (4) 第5章については、法第17条第1項違反があった場合は、法第17条の4に基づき、消防用設備等の設置維持命令があり、当該命令に従わなかった場合の措置として、法第41条による「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」等の罰則が付されている。これは、条例設置の消防用設備等についても該当するため、本条において罰則を設けていない。

3 各号の解説

- (1) 第1号は、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱行為において、規定に違反した者が対象となる。
- (2) 第2号は、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物（動植物油類を除く。）の貯蔵及び取扱いの規定に違反した者又は貯蔵し、若しくは取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準の規定に違反する施設の責任者等が対象となる。なお、貯蔵及び取扱いに係る違反者の認定にあたっては、貯蔵及び取扱いに係る規定の義務者を明確にする必要がある。
- (3) 第3号は、指定可燃物及び、第4類の危険物のうち動植物油類の貯蔵及び取扱いの規定に違反した者又は貯蔵し、若しくは取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準の規定に違反する施設の責任者等が対象となる。なお、第2号と同様に、貯蔵及び取扱いに係る違反者の認定にあたっては、貯蔵及び取扱いに係る規定の義務者を明確にする必要がある。
- (4) 第4号は、屋外における大規模な催しに関する防火管理についての実効性を担保するため、指定催しを主催する者が対象となる。